# 省令(案)について

## 省令における広告禁止事項の規定について ①体験談

#### 考え方(第5回検討会資料より抜粋)

- 体験談の情報は、治療効果に関するものであり、患者等の医療の適切な選択に当たって、特に影響が大きいと考えられる。
- しかしながら、体験談については、個人の主観に基づく評価であることから、情報の 有用性が限定的である。
- また、こうした性質(評価の主観性)から、著しい誤認を生じさせることにより、患者の 適切な医療の選択を阻害するおそれがある。



## 対 応 方 針 案

- 〇 <u>「患者等の主観又は伝聞に基づく体験談の広告をしてはならないこと」を禁止事項と</u> して省令に規定する。
- ※ なお、個人によるロコミなどのウェブサイトへの掲載については、誘引性が認められないため、広告に該当しない旨をガイドラインにて示す。

## 省令における広告禁止事項の規定について ②術前術後の表示

#### 検討会における議論

- 術前術後の表示の取り扱いについて、次の2案を提示してご意見を伺った。
- 案1の意見が多かったが、その中でも一部の事項について禁止対象外とすべき等のご意見があった。

【案1】 誘引性があるものは原則として禁止

【案2】 虚偽・誇大なものを禁止

#### 検討会における主な御意見

- ・ 術前術後の表示は安易な受診に結びつき、健康 被害につながる。
- ・ 乳房再建や一連の治療経過の情報提供は認めるべき。
- 患者の知る権利への配慮が必要。

## 考え方

- ・ 術前術後の表示により、患者は、受ける医療 の効果等について具体的なイメージを把握で きる。
- ・ 術前術後の表示については、個々の患者の 状態等により当然にその結果は異なる。

## 対 応 方 針 案

- 法改正の契機や検討会でのご意見も踏まえ、<u>「治療等の内容又は効果について、患者等を誤</u> <u>認させるおそれがある治療等の前後の写真等の広告をしてはならないこと」を禁止事項として省</u> 令に規定する。
- また、ガイドラインに、次のように明示する。

【禁止される例】 術前術後(手術以外の処置等を含む。)の写真やイラストのみを並べ、説明が不十分なもの

【禁止されない例】術前術後(手術以外の処置等を含む。)の写真に詳細な説明を加えたもの

## 省令における広告禁止事項の規定について ②術前術後の表示(つづき)

## 対応方針案(再掲)

- 法改正の契機や検討会でのご意見も踏まえ、「治療等の内容又は効果について、患者等を誤 認させるおそれがある治療等の前後の写真等の広告をしてはならないこと」を禁止事項として省 令に規定する。
- また、ガイドラインに、次のように明示する。

【禁止される例】 術前術後(手術以外の処置等を含む。)の写真やイラストのみを並べ、説明が不十分なもの

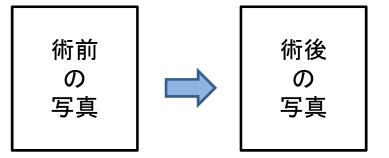
【禁止されない例】術前術後(手術以外の処置等を含む。)の写真に詳細な説明を加えたもの

#### 【禁止対象の例】

術前 の 写真 写真

説明不十分

#### 【禁止対象外の例】



詳細な説明有り (具体的な治療内容、副作用、リスク・・・)

## 省令における広告禁止事項の規定について ③

#### 医療法

第六条の五 何人も、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示(以下この節において単に「広告」という。)をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

- 2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
- 二 誇大な広告をしないこと。
- 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
- 四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準
- 3•4 (略)

第六条の七 何人も、助産師の業務又は助産所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。

- 2 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害することがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
  - 一他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
- 二 誇大な広告をしないこと。
- 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
- 四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準
- 3 (略)

#### 省令(案)

- 第一条の九 法第六条の五第二項及び第六条の七第二項の規定による広告の内容及び方法の基準は、次 のとおりとする。
  - 一 患者等の主観又は伝聞に基づく体験談の広告をしてはならないこと
  - 二 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前後の写真等の広告をしてはならないこと

## 広告可能事項の限定が解除される条件について ①

#### 考え方(第5回検討会資料より抜粋)

○ 患者が自ら求めて入手する情報については、適切な情報提供が円滑に行われる必要がある。

## 対 応 方 針 案



- 〇 「医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合」は、下記の①~③のいずれの 要件も満たす場合と整理し、省令に規定する。
  - ① ウェブサイトのように患者等が自ら求めて入手する情報であり、医療機関や医療機関に所属する医師等が自らの医療機関について、医療に関する適切な選択に資する情報を提供しようとするものである場合
  - ② 当該情報について、問い合わせ先の記載等により内容について容易に照会が可能となって いることにより情報の非対称性の軽減が担保できる場合
  - ③ 自由診療について情報提供する場合には、現行のHPGLにおいて規定している
    - 通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項
    - 治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項が記載されている場合

## 広告可能事項の限定が解除される条件について ②

#### 医療法

第六条の五 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項に規定する場合において、次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。
- 一~十四 (略)
- 4 (略)

第六条の七 (略)

- 2 (略)
- 3 第一項に規定する場合において、<u>次に掲げる事項以外の広告がされても医療を受ける者による医療に関する適切な選択が阻害されるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合</u>を除いては、次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。
  - 一~九 (略)

#### 省令(案)

- 第一条の九の二 法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる 要件の全てを満たす場合とする。
  - 一 医療に関する適切な選択に資する情報であつて患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること
  - 二 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先の記載等がなされ ていること
  - 三 自由診療(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する 医療保険各法及び同法に基づく療養の給付等並びに公費負担医療に係る給付の対象とならない検査、 手術その他の治療をいう。)について情報を提供する場合には、併せて次に掲げる事項を提供すること
    - イ 通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項
    - ロ 治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項

## (参考)広告禁止事項見取り図

第5回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会 (平成28年10月4日)資料2より抜粋

- 医療法の改正により、広告の内容及び方法に係る禁止事項として、従来より あった虚偽に加え、これまで省令に規定されてきた、誇大、比較優良、公序良 俗違反が法律上で規定。
- 医療広告ガイドライン(広告GL)及び医療機関ホームページガイドライン (HPGL)においては、こうした法令に基づく禁止事項やそれ以外の事項につい て現在の考え方を詳しく示している。

○:罰則による規制、△:指導ベースの規制

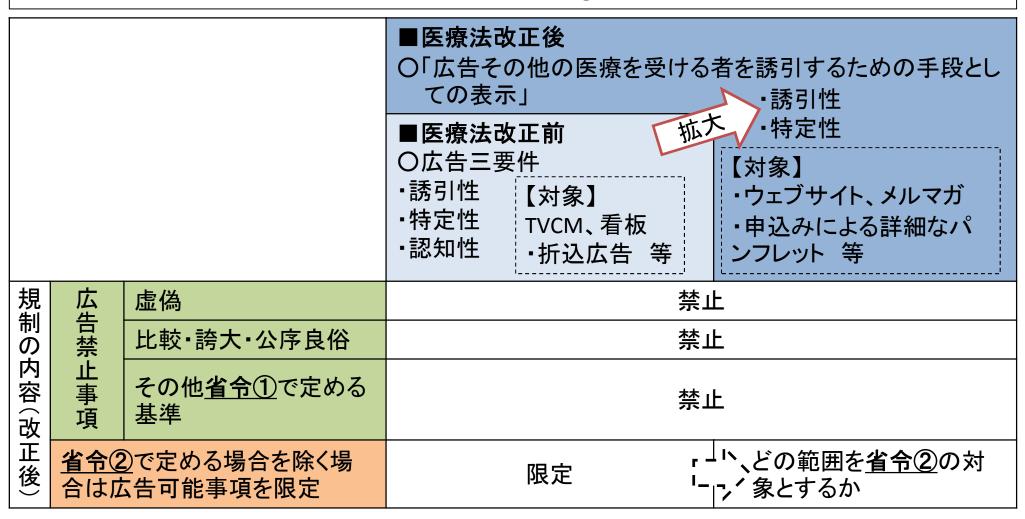
					_
	医療法	省令	広 <del>告</del> GL	HPGL	運
虚偽	0		0	Δ	用
誇大	0	<b>X</b> 0	0	Δ	上明確
比較優良	0	<b>O</b>	0	Δ	化す
客観的事実が証明できない		Q	0	Δ	9
公序良俗違反	0 🔻	0	0	_	き
品位を損ねる内容			Δ	Δ	べき   事項は
他法令広告違反 ← 今後	<b>後の取り扱いをと</b>	ごうするか	Δ	Δ	
(新規に禁止する事項)		?			な
新たに禁止すべ			•		か

:これまで省令に規定していたが、法律に規定(改正法で措置済み)

# (参考)改正医療法における広告規制見取り図

第5回医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会 (平成28年10月4日)資料2より抜粋

○ 法改正によって規制対象が拡大する中で、どのような内容の広告を禁止するのか(省令①)、どのような場合に広告可能事項を限定しないのか(省令②)を検討する必要。





○ 具体的な事例・運用等は新たなガイドラインで規定 (現行は、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドラインで規制)